

## 福井県内水面漁場管理委員会議事録

- 1 日時 令和5年10月17日（水）午後1時30分～
- 2 場所 福井市大手2-8-10 福井県水産会館6階 大ホール
- 3 出席者  
委員：原田進男、此下美千雄、田辺喜代春、竹原正二、橋本恵美、田原大輔、水口  
亜樹、茅田照代  
事務局：吉村書記長、河野書記長補佐、坂東書記長補佐、児玉書記、小竹原書記、長  
島書記、柘植書記
- 4 欠席者  
委員：天谷菜海、坂口奈美
- 5 会長あいさつ（略）
- 6 水産課長あいさつ（略）
- 7 議事録署名委員：田原大輔、茅田照代
- 8 議 事
  - (1) 協議事項
    - ・全国内水面漁場管理委員会連合会 令和5年度提案の結果及び令和6年度提案項目に  
ついて
    - ・外来魚の再放流禁止に係る委員会指示について
  - (2) 報告事項
    - ・令和5年度全国内水面漁場管理委員会連合会 研修会について
    - ・アユルアーの進捗について
  - (3) その他

## ・議事録署名員指名

原田会長：では、議事に入ります前に議事録署名委員を指名いたします。本日の署名委員は、冨田委員と田原委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

## ・全国内水面漁場管理委員会連合会

### 令和5年度提案の結果および令和6年度提案項目について

原田会長：それでは、議事に入ります。

協議事項1つ目の全国内水面漁場管理委員会連合会 令和5年度提案結果および令和6年度提案項目について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：それでは、説明を始めさせていただきます。

座ったまま説明させていただきます。

資料は、資料No.1と判子が押されたものか、あと束になっておりますので、こちらを御覧ください。

皆様に事前に配付させていただきました資料No.1の中でも、A3判の資料No.1の少し飛びますが、A4の表紙がついております、資料No.1-5のA3判の左側、R5年度の提案の部分と真ん中の回答状況と、その部分を御覧ください。こちらが最初に言いましたR5年度の提案項目に係る結果、また中央省庁からの回答になっております。

まず、協議前に御報告というような形にはなりますが、資料No.1にもあります、令和5年度の提案項目に係るスケジュールとして、今御覧いただいているような流れになっております。

昨年度の令和4年10月27日に本委員会において提案項目の内容について協議いただきまして、中日本ブロック協議会へ提出いたしました。その後、漁場管理対策検討会、役員会、通常総会を経て、最終盤の令和5年度の提案項目を作成し、令和5年6月末、ここでは「6月27日」と記載になっておりますが、そこで提案行動を中央省庁へ行いました。

ここまでの過程で、提案内容というものは、適宜追加修正が加えられてきたというところがございます。

本日は、昨年その10月27日の委員会で協議した提案内容から大きな変更があった部分だけを抜粋して紹介させていただきたいと思っております。

まず、外来魚対策から、資料ナンバーですと1-5、3ページ目になります。

5の項目になりますが、こちら、下線部分です。この5の項目というものは、もともとなかった項目で、全文追加となった項目でございます。

本県としても要望していましたダム管理者と協力した外来魚の駆除に関する項目というものが特出しされて、全国的にも問題となっているという状況からこのような対応にさせていただきました。

また、農水省だけでなく国交省からも環境部局と連携した駆除に努めているという回答をいただいております。

続きまして、魚病対策から、ページは6ページ目になります。

6ページ目の1の項目、こちらについても今下線がついております。

近年話題となっている環境DNA解析です。こちらにつきましても、全国的な一斉調査の要望というものが追加となっております。

まだ新しい技術ということで、今すぐ動き出すというような回答はいただけませんでした。ただちょっと参考にはなりますけれども、国の水研機構が、9月に、このような環境DNAについて特集みたいな感じで冊子にまとめてくださっています。

今国が持っている環境DNAに関しての現在の知見ですとか、研究を紹介しているような冊子になっています。この調査の利点ですとか、もしくは向いてないようなこと、欠点、この調査で判断できること、できないことみたいなのをまとめていまして、これから実用化に向けて動いていく段階であり、引き続き要望していく必要があるかなというふうに感じております。

今、私が見せたこの資料ですが、水研センターのホームページにも掲載しておりますので、御興味のある方はお時間があるときに御覧いただけたらと思います。

次に、7ページ目の項目に移ります。

7ページ目、2と書いてある項目です。KHVの委員会指示についての項目です。こちらについても、研究開発の段階からもう一歩進んだ、基準を各都道府県に示す段階ではないかということで、そちらの要望に対して、今までの回答をよりブラッシュアップして国が主体となって基準を示すことというような強い言い方に変えてきました。

続きまして、河川湖沼環境の保全及び啓発についてということで、9ページ目になります。

こちらについては、下線はついていませんが、この河川湖沼対策について、本県も毎年アンケートでいろいろな各県内の漁協さんにも問題を挙げていただいているところです。9ページ目の1の項目で下のほうです。大型台風や集中豪雨による河川の氾濫や堤防の決壊だけでなく、河川周辺の斜面の崩落によって漁場壊死、流入した土砂とか、そういったものの除去、漁場から流出した転石の回復など漁場の回復に係る対策というものが追加になりました。

また、これを受けて、特に国交省からは、治水計画の見直しを今進めていますというような回答があったところでございます。

続きまして、10ページになります。2の項目です。これも下線がついております。

後段部分の水田や山林において、使用される環境負荷の大きい殺虫剤や徐放性の肥料並びに除草剤等の水域への影響調査等の防止措置の要望が追加されました。

国は、被膜殻の効果的な流出防止策を検討するため、令和2年から3年に対して流出の実態調査に取り組んできたというような回答がございました。

続きまして、最後になります。

放射性物質による汚染対策という項目から、15ページのほうに行ってください。

4番目です。こちらは下線がついております。

今までの研究成果を魚種ごとに取りまとめて漁業の現場に返し、効果的な対応策の検討をすることが追加となりました。特に湖沼については、放射線物質が滞留しやすいため、現在においても環境中に存在する放射性物質の影響を受けており、魚類の汚染が継続していると推測されています。

これは関係する漁業団体だけではなくて、出荷制限とかが行われていない県、本県も該当しますが、そういったところへも内容の報告ですとか、検討結果というものをいただけないかということの要望であり、それについては検討していくというような回答をいただきました。

今ざっとなんですけど、前回の10月の委員会で協議した内容から大きな変更があった部分のみ提案及び回答を報告、説明させていただきました。

ほかの部分の回答についてはここでは報告を省略しますので、お時間があるときに再度御覧ください。

事前に配付した関係で皆さんも目を通していただいているとは思いますが、関係省庁から様々な回答はあるますが、進展があったものも勿論ございましたが、依然として解決していない課題というのが残っているなというのが現状でありました。

いただいた令和5年度の回答を踏まえて、令和5年度8月末に漁場管理対策検討会で作成した次の年度の令和6年度の提案項目の素案の協議に移りたいと思います。

資料はまたちょっと戻っていただきまして、資料No.1-2のほうに戻ってください。すみません。

最初に見ていただいた資料とちょっと似ていますが、次は令和6年度提案項目に係るスケジュールについて、今年度から来年度に向けた流れを記載しております。

先ほどと同様に、今後の大まかなスケジュールを説明させていただきます。

本日、10月17日の内水面漁場管理委員会では、令和6年度の素案の検討及び要望活動の裏づけとなります各都道府県の状況を把握するためのアンケートの回答の確認を行います。

その後、本県は中日本ブロックに該当しますが、中日本ブロック協議会へ本日の回答、協議を受けた上での回答をしまして、各ブロック協議会で出された意見を取りまとめて、ブロックとしての素案を連合会へ報告します。

各都道府県のアンケートや各ブロックから出された素案を集約して、漁場管理検討会、役員会、通常総会で審議し、来年の6月から7月にその提案項目を基に提案行動を実施するという1年がかりのスケジュールになっております。

まずは本県の状況を把握するために毎年実施しておりますアンケート調査の結果を報告します。

次のページになります。資料No.1-3を御覧ください。

本アンケートは、全国内水面漁場管理委員会連合会が各都道府県の状況を把握し、提案内容に反映させるために実施している全県共通のものとなっております。県として事前に回答したアンケートの内容が、1-3をめぐっていただいた別紙、「回答都道府県：福井県」というふうに記載されております。これが福井県として回答したものとなっております。

項目は、第1種及び第5種における外来生物、鳥類による被害、魚病、漁場環境後の保全及び啓発、ウナギ資源管理の項目となっております。

この回答を作成する上で、県内の各漁協にこれらの項目の作成に係るアンケートを実施しました。

外来生物と鳥類の被害件数については、別紙のアンケート自体には必要なかったのですが、経年変化として、過去のアンケートの結果を資料No.1-3の下のほうにちょっとR2、R3、R4と3か年分載せております。

こちらを見ていただくと分かりますように、外来生物及び鳥類の被害件数に大きな変化というものは見られませんでした。

ただ、変化として挙げると、回答の別紙4ページになります、ここに「鳥類の食害対策について」という大項目があり、①、②、③という項目がございます。こちらに、鳥類のカワウによる被害額というものをまず載せていますが、これが被害額は年々増加していますが、下の部分、駆除数は減ってしまっているというような現状にあります。

捕獲に従事できる人の高齢化ですとか減少が原因として考えられました。

また、6ページ目にちょっと移ります。

①漁場環境の保全及び啓発についてという項目になります。漁場環境で問題となっている事例ということで、災害レベルの雨が毎年のように発生し、河川改修工事が思うように進まない。また、それだけではなくて、工事の材料等が流出し

てしまって、それらの工事に伴う濁水もなかなか直らないといった事例が何件かの漁協さんから挙げられておりますので、特出しさせていただきました。

最後に、8ページになります。

下りウナギに対する対策という項目です。本県は下りウナギに限ったことではないですが、漁業者もウナギ漁業の従事者ですとか漁法というのを各漁協で制限して、漁獲量を把握することに努めております。

今年の漁業権の切替えからは、三方五湖のほうでは夜釣りの禁止という制限を遊漁者及び漁業者でも設けています。また漁協の取組みとして、これは引き続きの項目にはなりません。石倉カゴのモニタリング調査ですとか、放流ウナギの生息調査というものを実施しております。特に生息調査については、漁業権が設置されていない漁協でも自主的に実施しているということで、県内の漁協ではすごくウナギに関しては関心が高いなという印象を受けました。

では、これらのアンケートの結果を踏まえまして、令和6年度の提案項目素案の協議に移りたいと思います。

資料は先ほども見ていただいたA3判の資料No.1のほうの、今度は右側になります。R6年度提案素案という一番右の列です。その部分を適宜御覧ください。

この資料No.1-5の提案項目の目次みたいな形で資料No.1-4には提案項目一覧みたいなものをつけております。

提案項目に際しましては3つの留意点に注意して作成を行うように指導がありました。詳しい指導内容というものが資料No.1-4の2枚目です。裏面になります。

例年、各県やブロック間、解決していただきたい、解決してほしいというような課題がどんどん追加されて、内容が膨大になっていくと、提案趣旨みたいなものもぼやけてしまい、実効性も欠けてしまうということから、内容は毎年精査していただらだら長い文章、冗長な文章としないこと。ある県やごく一部の地域に限定された事案を盛り込まずに、全国的な事案とすること。中央省庁から昨年いただいた回答や現在の状況を踏まえて、提案した内容はその結果を評価することです。

そのため、令和6年度は提案項目も31から26に削減しまして、提案内容につきましても趣旨が重なる内容は統合、進展があったものは更新、成果が見られたものは削除するというので、文章をかなり簡素化しました。そして、分かりやすい提案になるように心がけるということです。

委員の皆様にも事前に御確認いただいていると思いますので、令和6年度の全提案を説明するという事は省略させていただきますが、こちらも昨年度の最終提案内容から大きな変更があった部分を中心に説明していきます。

令和5年度の最終提案内容と変更があった部分には下線がついていますので、参考にしてください。

まず、外来魚対策です。

資料No.1－5、2ページ目を御覧ください。

1つ目、新しく開発された駆除技術を普及するために柔軟に対応できる予算の確保、拡充というものが項目として1件挙げられました。

続きまして、鳥獣害対策について、4ページ目になります。

1つ目の項目になりますが、カワウ対策の現状です。つまり、カワウの個体数が今リバウンドしているという現状を受けまして、中期目標の設定ですとか、単県としての対策ではなく、県をまたいだ全国レベルでの個体数管理、駆除の推進というものを要望しております。

最後に、魚病対策について、7ページ目になります。

2番目の項目です。KHVの発生からもう20年もたったということも踏まえて、令和5年度の提案も大分変えてはいただいたのですが、令和6年度は回答にもあったように、平成30年からコイの放流試験技術連絡協議会というものを立ちあげて暴露試験を実施しているというような回答をいただいた状況から、5年間で試験の結果もそれなりに集まっている状況等も踏まえまして、速やかに基準を示すようにということで強く要望をしております。

また、項目の統合等に変更している箇所というのが令和6年度は多数ございますが、趣旨に変更はないため、紹介は省略させていただきます。

提案の中で具体的な数字が記載されている部分がありますが、そちらにつきましては、先ほど御紹介しました全県のアンケート結果を取りまとめて最終的に埋めていくこととなります。

事務局としましては、今回提示いただいた素案は、ここ本県からお願いしている内容を十分に反映しており、特段変更を加える必要はないと考えておりますが、事前の御確認で委員の皆様が気づいた点や、ここは強調したほうがよい、そういった変更を加えたほうがいい点がございました御提案いただけたらと思っております。

また、併せまして資料No.1－4の3ページにもありますが、今回、項目としてはなかったけれども、新しい項目として取り上げたほうがいい問題というものを国ですとか、全県的に照会を受けたほうがいい議案というものがあつたらこういった形で要望することも可能ですので、御提案をお願いします。

長々とお時間取らせてしまって申し訳ありませんでした。それでは、御協議のほうよろしく願いいたします。

原田会長：今ほど事務局から説明があつた内容について御質問をいただけますか。これは事前に資料が配付されておりましたので、ある程度目を通していただけたと思いますが、何か御意見がございましたらよろしく願いいたします。

何かございませんか。

ないようですと、本提案項目の素案で問題がないということで、中日本ブロック協議会へ提出してよろしいでしょうか。賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

原田会長：全員です。

それでは、中日本ブロック協議会へ提出をさせていただきます。

#### ・外来魚再放流禁止に係る委員会指示について

原田会長：それでは、協議事項の2つ目の外来魚再放流禁止に係る委員会指示の内容について、事務局から説明をお願いします。

事務局：では続きまして、資料No.2に基づいて説明をさせていただきます。お手元に御準備お願いいたします。

以前から本委員会で協議を行っていましたが外来魚の再放流禁止に係る委員会指示について、現在の進捗状況及び今後の対応について説明を始めます。

資料No.2、2-2、2-3、3種類ございます。

まず、内水面漁場管理委員会が発令する委員会指示について、こういった目的で、どのような相手に、どのような効力があるものなのか、指示とはこういったものなのかを簡単にですが整理していきたいと思えます。

資料No.2になります。

委員会指示は、漁業法第120条の規定に基づき、「水産動植物の繁殖保護」、「適切な漁業権・入漁権の行使」、「漁場紛争の防止・解決」など漁業調整を目的として「水産動植物の採捕の制限・禁止」、「漁業者の数や漁場の利用に関する制限」などを内容とする指示です。

内水面漁場管理委員会が必要と認めるときに、関係者に対して発令することができます。

今申しました指示の対象者である関係者とは、漁業者又は漁業従事者に限らず、委員会指示を行う上で適用すべき全ての者であり、一般の遊漁者も含まれます。

また、委員会指示自体には罰則はありません。委員会指示に違反し、この指示に従うよう命じた知事の命令に違反した場合には、知事命令違反として罰則が適用される場合がございます。

そのため、違反者に対して直罰規定があり、抑止力が大きい漁業調整規則とは異なり、処分までには、手続が少し多く時間を要する委員会指示の抑止力というものそれほど大きいものではありません。

さらに、委員会指示は指示の期間を決めて見直す必要があります。それは、委員会指示が緊急的で補完的な役割だからです。逆に言えば、状況に応じて柔軟に対応させることができるものということです。



それでは、本県の指示の参考として、他県における外来魚の再放流禁止に係る規制の現状について、聞き取りを行った結果を資料No.2-2にまとめましたので、御覧ください。

横書きの資料です。

他県における外来魚の再放流禁止に係る規制の現状と書かれておりますが、対象魚種、指示を出した後の問題であります処分に関する措置、指示の範囲のほか、発令最初の年ですとか、発令までの状況等を聞き取らせていただきました。

委員会指示では13件、条例では2件、特定外来生物であるコクチバス、オオクチバス、ブルーギルの再放流禁止の規制を行っております。

聞き取りは、委員会指示を発令している県の一部で行いました。

他県では、山梨県の一部の区域を除き、委員会指示は遊漁者への普及啓発を目的とした指示となっております。指示の範囲が、県内全域の広い範囲を対象としている県が多いようです。

また、魚種は各県によって生息が確認されたレベルなのか、広く生息しているのか、限定的な被害なのかによって変わってきているというような印象がありました。

先ほど申し上げました山梨県の一部の区域というのが、下線を引かせてもらった備考の部分になります。生息が確認された琴川ダム貯水池、通称乙女湖において、コクチバスは再放流だけでなく、採捕そのものを禁止する指示されたものをこの再放流禁止に係る規制の指示とは別に1年間の期間限定で発令し、県が主体となって完全駆除を目指しているというような御回答をいただきました。

また、発令をした背景として、宮城県のほうの事例に移りますと、宮城県では指示の発令の2～3年前、平成13～14年頃と言っていましたが、社会的にこういった外来生物、外来魚が問題になったこともあり、各漁協からの声を内水面漁連が取りまとめて要望書を提出するというような形になったそうです。その要望を受けて、内水面漁場管理委員会で指示について検討を行ったということです。

また、山形県では、バス釣り愛好者と一般の遊漁者の間でトラブルがあるような状況に陥っており、漁場の利用調整も兼ねて発令したということです。

また、漁協と市町が共催してバス釣りに駆除の意義を持たせるバス釣り大会というものを開催したということも教えていただきました。

また、処分に関する措置です。少し項目が戻ってしまいますが、処分に関する措置として、回収ボックスを設置していた県というのも何県かありました。やはりバス釣り愛好者の方に破壊されてしまったり、ごみ箱にされたり、またバス釣りのバスを入れた後の回収は誰がするのかなど、回収の頻度の問題もありますが、誰が責任を持って回収するか。放置したら異臭を放つなどいろいろなトラブルも

ありますので、そういった問題もあり、なかなか長く続かないという有効な方法とは言えないというような御回答がありました。

直近にこの指示を出した県で言いますと、裏面の一番下です。太枠でちょっと文字も太く書いてあります岐阜県です。岐阜県が令和5年の4月にコクチバスに関して委員会指示を発令しております。

ざっと抜粋になりますが、他県の状況はこのような形です。

次に、本県における関係漁協と関係機関の意向についても打合せというか意見交換を行い、その結果を資料2-3にまとめました。A3判のちょっと大きい資料になります。

関係漁協というのが奥越漁協、大野市漁協、勝山市漁協、九頭竜川中部漁協で、事前の打合せなどで4つに絞らせていただきました。

関係機関は、内水面漁連と外来魚の調査事業を実施しております内水面センターに意向を聞きました。

打合せでは、漁場でのコクチバスの生息状況、被害状況、処分に関する措置がどういったものが考えられるか、また実行することができるのか。委員会指示を発令することへの漁協の考え、それが賛成なのか反対なのか、今のところどちらとも言えないのか、そういったものを意見としていただきまして、こちらの表にまとめたというところです。

また、本委員会からは大野市漁協と奥越漁協で合同に行った打合せ、9月27日の打合せに、此下委員に御出席いただき、御意見をいただきました。この場をお借りしますが、ありがとうございました。

では、資料に戻ります。

まず、九頭竜ダム湖とその下流です。奥越とそのほかの漁協というような形にはなっていますが、ダム湖とその下流では生息及び被害状況には大きな違いがあり、委員会指示発令に対してや、その後の処分に関する措置、具体的には現在漁業者や遊漁者の方をお願いしております、コクチバスやその他生息正体不明の魚を捕獲した場合、漁協で一時保管をして、内水面センターにサンプルとして提供してくださいというようなお願いをしていますが、そちらについての継続、また遊漁者が釣った魚は各自で持ち帰るように促すこと。こういった再放流させないための措置に対しても積極的に行っていくか、それともちょっと…というか消極的かどうかとってかなり温度差がある状況になっております。

以上を踏まえまして、資料ナンバーはまた2の裏面に戻っていただけますか。

他県での聞き取りと本県の関係漁協ですとか、関係機関での聞き取りを踏まえまして、委員会指示を出す上での課題というものを事務局のほうでまとめさせていただきます。

まず、委員会指示の目的です。

生息数の減少。コクチバスなり外来生物の生息数の減少、撲滅。もしくは、バス釣り客の取締りや減少。漁業者が現在実施している外来魚の駆除活動の後押しとなる普及啓発の3つが目的として考えられます。

しかしながら、遊漁者への取締体制というものが、漁協さんが今実施している漁場監視、いわゆるパトロールが限度ということが漁協さんからの意見であり、内水面漁連さんからもそういった意見をいただきまして、相互監視が前提の現状水準が維持であることから、これまで以上により広く遊漁者を取り締まるということ。それによる生息数の減少ですとか、バス釣り客そのものの減少を目的とするというのは、今の現段階では難しく、委員会指示発令の効果という面からもそれができないのであれば、効果は得られないのではないかと、期待はできないのではないかとこのところではあります。

また、(2)対象魚種と(3)の指示の範囲になります。これもどの魚種に対して指示を出すかによって指示の範囲というものも変わってくるようになります。例えば群馬県や岐阜県のようにコクチバスだけに絞るのか、他県のように三点セット、もしくはそれ以上に出すのかなど。他県とは生息の状況が異なるので一概に参考にする、真似するというものではございませんが、これに関しましてもどこまで指示を出した後に監視ができるのかという、監視に重点を置くのかという先ほどの目的とも重なる部分がございます。

最後に、(4)処分に関する措置。指示を出した後の魚の処分に関してです。

打合せの結果からも分かりますように、九頭竜湖から下流の部分に関しては、遊漁者の採捕の実態がほとんどない。あっても本当に数えられる程度だというようなお話を受けて、現状のお願いベースにあります漁協保管してからの内水面センターへの持込みというものの継続が一番有効になってくるのではないかなと思っています。

しかし、遊漁者への周知や委員会指示に対する理解が不十分な状況で、この指示の前提となる、本来であれば殺処分の上、各自が持ち帰るということを徹底できないというのになると、持ち帰ることができないぐらい大量に採捕する遊漁者は、特に奥越漁協さんのコクチバス釣りの方が該当してしまいますが、この表にもあるようにハイシーズンにはコクチバス1日当たり200～300尾釣獲しているというような状況なので、これをしてしまうと遊漁者に対する措置が今ないというような状況になってしまいます。

これだけの数を漁協で一時保管してもらうには、いわゆるストッカーが必要になる。内水面総合センターも一ヶ月に抱えられる数量が決まっているので、どこにも持っていけないサンプルが出てくる。もしくは、守れない人が出てくるとなると、指示は出すけれども、どれだけの人が守り、リリースをしないのかというのがちょっと未知数という状況が考えられました。

したがって、現状の判断材料の中で指示を発令するとなれば、普及啓発を目的としてコクチバスに対してだけで範囲を絞って、例えば県内の公共用水面ですとか、そういうふうにと範囲を絞った中でコクチバスに対して委員会指示を発令するというところまでは可能だと考えられます。今説明させていただいた現状も踏まえて、改めて委員の皆様からこの指示を出すことに関しての御意見、賛成なり反対なり、まとまってなくてもいいので、こういった方向へ議論を進めていくべきではないかとか、そういった御意見を伺えたらと思っております。

御協議のほう、よろしく願いいたします。

原田会長：ただいま事務局から説明がございました。何か御質問、御意見がございませんか。

此下委員：資料No.2-3になります。私は、大野から来ています。奥越・大野と県の方と話し合いに参加しましたが、ここに奥越の真ん中辺に「(藤原副組合長が奥越に来た)5年前と比べて」とありますけれども、あくまでもこれは主観であって、現実どれだけいるかは分からない。それから、今のままで釣りをしても、一番上に200匹から300匹捕れるというのを私らはそれを見てないし、あくまでも言葉だけでありますので、正直のところ内容は分かっておりません。

そこで要望として出たのは、国とか県とかダムの管理者とかで少しその生息数を調べていただけないかということで、それは数年にわたっても分かりませんが、そういうお願いを聞いております。

また、自分は12年前からこの駆除に参加していますけれども、九頭竜ダムについては全ての湾といましようか場所に産卵床があると。それは人が入れる所と入れない所は関係なく、たくさん見受けられている、イコール増えているというふうに私は実感しております。

だから、今このまま行ったらすごいことになるのではないかとということで、この指示というのは非常に大切だと思っております。

以上です。

原田会長：ほかにありませんか。

田原委員：まず、この指示というのは大体3年ぐらいで出すものですか。他県見ると、1回出したら大体数年間見て変えていっているみたいですが、ちょっとまず1点。  
事務局：指示自体は勿論1年で出して見直す県もあります。指示の期間というのは決まっていないので、周知も含めて3年と出して、1年ではまだ周知期間、同じ内容で、2年目はどれだけ周知できたか分からないので、3年たつてどれだけみんなに周知されているのか、プラスどんな問題があったからこういうふう直そうというふうに1発目の指示を3年間と出すところもあれば、どうせ見直すものだから1年1年で出すところもあるので、期間に関しては県によって本当に考え方が違うかなという感じはあります。

ただ、福井県はほかの委員会指示も1年とか、内水面だったらKHVも1年で出していますし、見直しのことを考えるのであれば1年スパンで出していても別に問題はないと思います。その都度その都度で、間隔や内容を変えていく。

田原委員：変えていけるということですか。

事務局：はい、できると思っています。

田原委員：はい、分かりました。

今、事務局のこういった資料を見せていただいて、特にこの全国の事例ですね。資料の2-2番を見て、古くから、平成の頃からやっているところでも、当然、それでうまくすぐ駆除、減少、撲滅というのは、それは全国的に見てもやっぱりなかなか難しいと思います。

これだけやっても、減っているどころか広がっている状況なので、そこに重きにしちゃうとなかなか目的として達成できないからやめるということになってしまうので、あくまでも私個人の考えとしては、まず県というか、この福井県の内水面漁場委員会としてこれをどう考えるか。要は、このまま何もしない状況を置いておけば、全国的な今状況を見ても減っていくということはまずないので、普及啓発という意味で本県としてどういうふうな考えでいるかということを示す意味でもまず必要かなと思います。

もう一つ、2点目ですけど、この資料2-3のところを見て、少しやっぱりすごく矛盾を感じるのは、6月に一斉駆除調査をいろんな関係機関が集まってやっています。私も今年初めて参加しました。それをやっても実際には釣り客が入って1日200から300尾、ハイシーズン。それがキャッチ・アンド・リリースされているところの、その何か矛盾というか、駆除活動をしている場所の九頭竜ダムでキャッチ・アンド・リリースが認められているというか、野ざらしにされているというところが、何か物すごく矛盾というか、何のための駆除活動なのかというところがあります。勿論漁協さんとして、遊漁券でこの部分が経営を支えているということはわかりますが、この部分を何かしら補填なりというか。そこは、例えばお金で解決できるという言い方は良くないかもしれないですけど、反対に言うと、キャッチ・アンド・リリースとかっていうそこはお金じゃなかなかできないというか、反対に言うと実践するのも難しいですけど。この部分をやっぱりまず何かしら止める、減らすというところに持っていくような対策が何かできないかなというところが一つ思います。

もちろん、九頭竜ダムはあれだけ大きい湖なので、それを例えば数年の期間で駆除、撲滅というのは、それはもう難しいと思います。だけど、やっぱりまずはその仕組みというか、増やさないための仕組みづくりというか、それを啓発して、反対に言うところの全国的にも難しいですけれども、100%キャッチ・アンド・リリースという部分が減らせると、それが駆除に回っていくわけなので、勿論方

法は色々あると思いますが、そこをうまく仕組みづくりに向けてできないかなというふうに思いました。

もう一つ、最後ですけど、研究用のサンプルと駆除をして廃棄するっていうものは別で考えたほうが良いと思います。現状の、このままのやつを全部例えばサンプルで回収すれば、当然、費用とコストと場所とかかかってくるので、本当に必要なサンプルなものと、反対言うと漁協さんでその場でもう焼却処分とか出してもいいものもあるわけですね。その部分を少し、例えばさっき此下委員言われたように、研究に必要なものと、そうじゃなくて駆除として焼却処分とか廃棄処分していく分というのは、そこをちょっと別に考えていけば、コストの面とあとはサンプル集めと研究のほうにもうまく活かせるので、その考え方を少し分けて、どういった方策でいくかというようなことも考えたこういったことをしていかなきゃならないかなと思います。

あともう一つは、情報ですけど、今、例えば遺伝子を使うと、うちのポストクの人がやっているのは、県外ですが、ダム湖内での家系分析、要はどれぐらいの家系と、それが次の世代に入っているかというような解析ができる、それは比例サンプルとかあればできるので。

そうすると、さっき言われた現状把握、実際にどれぐらいの個体があって、それはどれぐらい繁殖に関わっていくかということは、その駆除サンプルとかそういうものがあれば、もちろん全部は分からないですけど、そういったところある程度把握できるので、例えば岐阜みたいに今の小さなため池で完全池干して駆除できる場所とはやっぱり九頭竜ダムはちょっと違うので、そういったことをもう少し加味しながら、さっきのどれが必要サンプルで駆除していいものかという、そこを考えていくともう少し整理がつくのかなというふうに思いました。

以上です。

原田会長：ありがとうございました。

ほかに何かありませんか。

埴田委員：なかなか難しいなと思いました。個人的には、発令をしてやっぱり外来種がこれ以上広がっていくのを止めたいなとは思っています。

ただ、この漁協さんの話を見ると、一概にも言えないのかなというふうには思いますが、取りあえず、先ほど事務局の方も言われていましたが、魚種と範囲を絞って、河川域については出してもいいかなって思います。そういった形から周知を図っていくというのがいいのかなと、個人的な意見ですけど思います。

以上です。

原田会長：ありがとうございます。

ほかにありませんか。

水口委員：私、釣りとかしないのでよく分かりませんが、このキャッチ・アンド・リリースする人の心理というのはどういうことでしょうか。駄目って言われているけど、スポーツマンシップ的なことですか。

田原委員：そうです。元々が北米とかだとスポーツフィッシングで、釣って、それを戻すというのが発祥の流れで、それを釣るルアーとかこのバサーの人たちのポリシーといえますか、そこがまずキャッチ・アンド・リリースというところがあるわけです。

水口委員：そこの心理を変えるほどのメリットがないと変わらないですね。

田原委員：そうです。

橋本委員：釣りをやっている人間からの意見から言わせれば、私はバス釣りの人間ではないですけども、トラウト系なので、イワナとかヤマメという指定魚種のほうの人間ですが。気持ち的にはいつ行っても、どんな条件でも自分の思うとおりの魚種が釣れる環境にしたいがためにキャッチ・アンド・リリースをしたいと思います。

水口委員：おお。

橋本委員：要するに、自分が行っていつでも釣れる場所がほしいということで、取りあえず魚を温存して、要するに釣る行為が楽しいので、それを満足させるための環境をそのまま維持したいということで捕まえても放すという感じですかね。そういう状態ですね。

だから、その部分をとということになると、山梨の河口湖はバスを多分指定魚種にしていると思うのですが、多分、その辺りで共存をしようという県としては山梨の例が一番いいのではないかなとは思いますが。ただ難しい問題なので、ここは福井県で、何かちょっと。私の意見としては、基本的には1年の限定で、状況はどのような形に変わるかというのを踏まえて、1年ぐらいで発令するのがよろしいとは思いますが、なかなか人間の欲というところとのせめぎ合いがあるので、かなり厳しいかなとは思いますが。

ただ、生活をしている方というのが絡んでくるので、その点と遊びの部分という形だともう明確に違うので、その辺りは指示をして、ある程度の制限、今後の未来の河川の状況を踏まえて、建設的な意見としては指示を出すべきだと私は思っております。

以上です。すみません。横入りをしてしまいました。

此下委員：釣り堀で釣っている分ならそれでいいと思います。

橋本委員：そうですね。

此下委員：ヘラブナを釣るなら、ヘラブナの池ですればいいと思います。実際に現実として、最初に九頭竜ダムにいたとは言いませんよ。言いませんけど、我々九頭竜川と真名川がありますけど、両河川で共に出ている状況です。河川に生息している。

それと、せっかく釣ってきた人が居る、捕まえた人が居るならば、いうことで、1尾1,000円で買い取っています。

お客さんに今100匹いると言ったとしても、持って来ないでくれって冗談では言っています。こちらは、それでもそうしてでも少しでも少なくしたいと、川を持っているものはそう考えています。そこがちょっと違うところですけど。確実に河川で繁殖というか育っております。それを何とかしてほしいということ、イコール、キャッチ・アンド・リリースをしないでほしいという思いがあります。以上です。

橋本委員：1つよろしいですか。コクチバス買取りルールという形で、何か1匹幾らとかっていう形。

此下委員：1,000円。

橋本委員：1匹1,000円ですか。

田原委員：漁協さん自体の独自で。

此下委員：そうです。我々だけで決めていることです。

事務局：大野市さん以外ではしてなくて、大野市さんが独自でやっただけで、私どもも打合せのときに初めて聞ききました。サイズ関係なく、ちゃんと買い取ってくださっていて。ただ、漁師さんの威縄とかで釣れたりしたのが多いけど、というお話でした。県としての補助事業とかではなくて、あくまでも漁協さん主体の活動の中でやっただけでいるという形です。

すみません。補足です。

此下委員：網漁で捕れたやつを買取りです。

橋本委員：かなり破格な金額ですよ。

此下委員：そうしないと集まらないので。

橋本委員：それは外部に向けて啓発はしないのですか。

此下委員：口伝えといますか、大体の人は知っていると思います。大野に関しては。

橋本委員：釣り具屋さんで、遊漁者の人たちとかに向けてというのはしていない。

此下委員：パンフレットとかには、掲載していませんけど、口伝え。

橋本委員：何か大量に違うところから持ってこられても困るから、そういう形ということですかね。もしかすると。悪い人はどこにもいらっしゃいますからね。

此下委員：そうです。100匹持ってこられたら駄目ですわ。

橋本委員：ああ、そういうことですね。

此下委員：魚見ればわかりますけど、今捕れたやつかどうかは。

橋本委員：生きたままが条件とかという形でもいいとは思いますが。

此下委員：役員の方に預かってもらうということで、それを県の内水面総合センターへ渡しています。

橋本委員：そうですか。



水口委員：肥料とか堆肥とかには活用できないですか。

田原委員：オオクチバス、琵琶湖で繁殖したときは、当初は例えば県とかが大量に集まれば買取りして、それを肥料用にとかってやっていたようですけど。そこに大量に集めるというのがやっぱりなかなか難しい。ほんの少しだけ集めるということには事業としてできないので、今滋賀県としては多分やっていない。漁協の独自でため込んでやっているかっていう感じだと思います。

もう一ついいですか。さっきこれ岐阜県のほうで令和5年から指示の発令を行っていますけど、いろんな知り合いとか岐阜の知人とかの話の中で、やっぱり岐阜県の場合は、今、長良川で去年初めて確認されて、委員会指示もあったので県として関連する漁協が一斉の大きな駆除活動をしています。その根源が長良川水系の郡上の上の小さな一つのため池。そこに放されたものが、結局、長良川に入ってきますので、そこがまず1つ見つかって、そこは池干しできるようなレベルの池だったので、池干しを今年やったそうです。

ただ、一つやっぱり問題だったのは、コクチバスだけじゃなくて餌のワカサギ、それも一緒に入れられているということです。やっぱり密放流で、さっき言われたような自分たちが行って釣れる場所を、気軽に行ける場所をつくっていくというような形で、どんどん拡散していく状況にあるというのが今の広がり方です。

さっき言ったように、広がっていく場所というのが今国交省ですと5年ごとにコクチバスのこの拡散状況というのを見ているそうですが、山奥の人が行けないところには絶対増えないそうです。むしろ、都会の、人が行きやすいようなため池とかそういったところに、どんどんどんどん広がっていつているので、さっき言われた自然な状態で増えているのではなくて、やっぱりそういった密放流とか、そういった人の手で動いていつているというのは間違いなさそうだとというのが今のコクチバスに関しての広がり方の話になっています。

以上です。

橋本委員：難しい。

原田会長：大変いろいろな御意見が出ましたので、ここで今結論を出すということではなくして、関係者と協議を進めながら、委員会指示発令に向けて動いていくということで、御異議ございませんか。

田原委員：1つ。これ多分出した後に、やっぱり何かしらの効果検証をしていかないとやっぱりそれがよかったのか悪かったのかという判断ができないと思うので、是非その辺りはちょっと、今もちろん年に何回かのペースで駆除の調査は行っていますが、そこからもう少し効果が分かるような調査、それも併せて、発令に併せてそういったことも含めてやっていただきたいというのが要望です。

原田会長：分かりました。

事務局：効果の検証は、すごく難しいところがありまして。普及啓発が目的ですので。ただ、効果の検証であると、前と後が多分条件が同じところってなると。やっぱり一斉駆除とかが一番分かりやすいかなとは、事務局レベルでの想定ですけど考えています。例えば回収ボックスとかの数だけ見ても入れる人、入れない人がいたり、それこそリリース禁止にしても持って帰る人もいれば、そもそも釣りに来なくなるとか、そういう場合も考えられますので、一番効果的に検証できるって考えると、今もちゃんと定例で毎年一回必ず行っている外来魚の一斉駆除で、例えばそれなりの努力量もあって、年によってちょっと変わるかもしれないですけど、どれだけ指示の前と後で捕れる量が変わったとかですとか、産卵床のできる場所だったり、数だったり、そういうのを比べても結構長いスパンで考えていくしかないと思っています。単年度で、次の年で効果の検証経過は難しいし意味がない。

ただ、過去ずっとやっていて、もう今一斉駆除って結構10年ぐらいやっているものなので、そこと比較して長い目で見てどれだけの効果を得るかというのはこちらとしてもデータとして欲しいなと思っていたところなので、また効果の検証についてはむしろ御相談させていただきながら、一緒に考えていただけたらなと思っています。

すみません。ちょっと明確な答えにはなっていませんが。

田原委員：内水面総合センターも年に2回ぐらい独自でやっていますね。

事務局：独自では、はい、定期的に入っています。

田原委員：連絡、速報値を毎年、毎回もらっているのです。

事務局：内水面総合センターとも、こういった形であれば効果の検証というものがつながるかというのを協議したわけではないので、今すぐにこうすればできますというのがちょっと回答できないですが、既存の今やっていることを使いながら効果の検証をしていくのが一番続く方法かなとも思うので、また考察していきたいなと思います。

原田会長：ただいまの説明でよろしいでしょうか。

事務局：おおむね指示を出す方向の議論だったかなというふうに今聞いていましたけど、委員会指示を出すに当たって、その環境が整備されているかというところにはまだちょっと課題があるというふうには思っています。

といいますのは、本来、委員会指示、即罰ではありませんので、関係する方々がおおむね合意したものについて、委員会が指示をかぶせるというものです。少数派の方で守らない人たちをいかに排除していくかというところに皆さんで一丸となって努力をするというようなものの趣旨があります。

もうこれは悪いことなのだから罰すればいいじゃないかって、即罰対応すればいいじゃないかっていうようなものについては、はっきり言いますと規則ですと

か法律とかで規定をして罰則をぼんと設けて、もう取締りでぼんといくというのですけど、そういうものとはちょっと一線を画しているという、委員会指示というのはそういう意味があります。

なので、今、この資料を見てみますと、例えば少なくとも漁協関係者の方は一丸となってこれを撲滅しようと、対象となる地区のですよ、そのような機運がまずあるべきではないかなというふうに私は思っています。

海なんかで遊漁者も制限する場合がありますけど、こういった場合は遊漁者の団体と漁業関係団体とが話をして協定まで結んで、その協定の内容を裏づけるために委員会指示を出すと。それをごく一部の方が守らないので、これについては知事命令を出して取り締まりを行いましょみたいな形で進めていきます。

そういうふうなところまで行って初めて委員会指示の効果が出るということなので、すぐに今の状況で、この状況で委員会指示を出すっていうのは、普通に考えれば無いというふうな状況かなと思っています。なので、いかにそこまで持っていくのかというところがまず必要なのではないかなというふうに私は思っています。

できればその実効性も含めて、実効性のあるものにするためにはどういうふうにするべきなのかというところをもう少し議論していただくというか、例えばですけど、例えばなんで、このとおりのわけじゃないですよ。

今奥越漁協さんが関係組合の中で三角をつけていて、中身を読むと容認しているというような状況があります。これはどう考えてもちょっとバランスというか、全体的に委員会指示発令するときおかしい状況だと思います。それを委員会として、どうやって皆さんの合意を取り付けるかというところにまずはいろいろ意見を頂いて、行動を起こしていただくというようなところに行っていただきたいなと思っています。

それは奥越漁協さんに委員会として言って説得するというのもありますし、例えばここに来て、まずは意見を聴くとか、そういう行動にまず出るべきではないかなというふうには思っている。

まずはそこをちょっと何か行動として起こしていただくほうが、後々の実効性につながると思います。委員会指示を出せばいいということではなく、要するにそういう機運をいかに高めるか、その方法の一つとして委員会指示があるという考え方を持っていただきたいなというふうに思います。

田原委員：今の話でいくと、多分この奥越漁協さんの2点目のところ課題だと思います。結局、遊漁券って漁協として利益になっている分、その分が損失になるわけですね。それって今ヒアリング上はありますけど、本当に漁協さんの経営自体の中でどれぐらいとかっていうこともそういうヒアリングもできるということですか。

事務局：それはできます。だから、実態をまずは、奥越漁協さんの事情をまず聞く必要はあると思います、当然、委員会として指示を出す以上は。

原田会長：ただいま事務局からの説明がありましたように、関係者と協議を進めながら委員会指示に向けた方向でやらせていただきたいと思いますので、皆さん、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

原田会長：では、そのように進めさせていただきます。

#### ・令和5年度全国内水面漁場管理委員会連合会 研修会について

原田会長：では次に、報告事項に移りたいと思います。

先日行われました令和5年度の全国内水面漁場管理委員会連合会研修会について、事務局より概要の説明をお願いいたします。

事務局：資料は、資料No.3になります。

10月4日水曜日にWEB開催されました令和5年度全国内水面漁場管理委員会連合会の研修会について、概要を報告いたします。

本委員会からは、此下委員、田原委員、小竹原書記が出席いたしました。また、内水面漁連を通じて県内の漁協にも本研修会の内容を共有させていただいております。

資料は、次のページ以降に、抜粋版にはなりますけれども2種類添付しております。これは、今回、委員会資料として大事なものというか重点的なものを抜粋させていただきましたので、より詳細な資料を御希望の場合は事務局、私まで御連絡いただけたらと思います。メールなり紙なりでお渡しできます。

それではまず1つ目です。「ミズワタクチビルケイソウが繁茂する条件を探る」ということで、茨城大学の阿部教授に御講演をいただきました。

本種は、日本国内で2006年に筑後川水系で初めて確認されて、日本各地に拡大している状況です。九頭竜川でも確認されています。

本種が河川の生態系ですとか産業に及ぼす影響、また経済的損失というものが今のところ不明な状況にあります。しかし、河川景観の悪化、特に死んだときに白くなってティッシュみたいに河川の中にピロピロって流れてきたりですとか、放流アユの定着が阻害されたり、群生の一部が何らかの原因で基質、石とかから剥がれ落ちることで、養殖場の取水施設ですとか漁具の破損といった被害が報告されています。養殖場ですとそのまま取水施設に絡まって行って酸欠になるとか、二次災害が結構大き目に出ている状況にあります。

群生は冬場に出現し、夏場に消失する傾向があり、高水温に弱い特性があるようです。また、付着藻類の群落が肥厚しやすい時期や場所、例えば水位が低下し

して河床が安定化しているなどそういったときに形成されやすいと、現段階では考えられています。

本種は、ただ群生にならなければさほど大きな問題ではなくて、アユは捕食できるとお話しされていました。むしろ、サイズの大きい珪藻ですので、捕食の効率はよいという考察があったようです。

ただ、本種が生きてまま糞から排出されたことから、自然条件で、言わば上流なり下流なり拡散が可能というような推測もされております。

本種の人為的な拡大予防策としては、今まででも少しお話もありましたが、殺藻効果のある塩水・温水・エタノール消毒液・ベンザルコニウム塩化物消毒液・塩素系漂白剤、食器用の洗剤なんかでも用具類の消毒が有効です。ウェダーとか釣りで使った用具の消毒というものが有効です。

また、乾燥、日干し、こういったものによる効果というのは現在検証中だというふうにお話ししておりました。

また、最後の部分になりますが、これは此下委員のほうから質問として実は阿部先生に直接あげさせていただいた内容です。既に繁茂が拡大した河川内で本種を除去するにはどうしたら良いですかというふうにお問合せさせていただいた。現在のところ確立されていないというような回答をいただきました。

しかし、年によってその繁茂の状況が異なるということから、台風などあまり起きては欲しくないですが、台風などの自然攪拌によって増殖しにくくなるとは考えられるということで、いずれにしても研究が始まったばかりで裏づけのデータの収集段階ですというような御報告を受けました。とにかくは河川内で繁茂させないこと、人為的な攪乱をすることが一番重要ですし、冬場に出現はするけど、夏場に消失する可能性もあるということで、これからも福井県でもし継続的にそういう観察がなされた場合というのは、こういう事例として挙げていってもいいのかなというふうに思いました。

続きまして、2つ目の資料です。アユとかヤマメの絵が載っているものになります。内水面の漁協の経営改善と遊漁の振興ということで、これは水研の中村先生のほうにお話をいただきました。

内水面漁協が抱える課題として水産資源の減少と組織の弱体化があると。それぞれの問題解決に必要な方策を整理した情報というのを、先生が独自にまとめましてホームページに掲載していますので、漁協さんが積極的に取り組めるように関係機関、漁協内で活用していただきたいというお話と、特に遊漁規則ですとか目標増殖量など漁協がしているそういった取組が十分に反映されるように内水面の漁場管理委員会でも柔軟に対応できるよう協議してほしいというお話でした。

何らかの理由で釣りができなかった人、ここでは「潜在釣り人」というような言い方をされていましたが、この数が多く、需要はやっぱり内水面では多いとい

うことで、ただ、その割合は、アユ釣りが最も多いですが、その次が実はブラックバスというふうになっていて、やっぱり密放流禁止の難しさというものはこういったデータからも感じられるなというような印象がありました。

内水面においては漁業よりも遊漁の経済規模の方が大きく、成長産業ということも最後にお話をされていました。

簡単にですが、研修会についての報告は以上になります。

原田会長：事務局の説明は終わりました。この内容について、何か御質問ありませんか。

田原委員：私もリモートで参加しました。情報として、こちらのミズワタクチビルケイソウ、これ阿部先生が全国の話でしたが、今、うちの大学で珪藻をやっている先生が内水面漁連の協力を得て県内の分布とかの調査を去年から始めていますので、今のところ、嶺北の河川は出ているけど、嶺南の河川は出てないというような状況です。

阿部先生も九頭竜川のほうへ来られてやっていますので、もし何かまた機会があればそんなのも委員会のところでお話ししてもらおうという機会もあってもいいのかなと思います。

もう一つは、あと2つ目の中村先生のほうのもので、ここに僕も講演聴いたときに最後に、内水面漁場管理委員会の皆さんにお願いしたいことということで、全国の内水面漁場管理委員会の方々に今後こういったことを各県で考えてほしいということを最後メッセージで伝えられていました。

1つ目が上に書いてあるように、遊漁者が喜んだり、漁協の収入が増えたり、地域が喜んだりできるような漁業規制変更の後押し。やっぱり漁場自体、釣り人自体、組合自体もだんだん少なくなっているとか弱っている状況なので、何かこういうふうな地域に残れるような漁業規制に取り組んでほしいということ。例えばキャッチ・アンド・リリース、溪流魚だと放流だけじゃなくて、そういったキャッチ・アンド・リリースをできるようなところ、バスではないですが、そういったこともお話しされています。

もう一つ最後、2点目が、漁協への増殖義務の示し方の見直しというので、やっぱりなかなか稚魚放流だけでは難しいというのが最近分かってきた事例です。ここにあるように、発眼卵放流とかほかの方法でも増やすことを御今後考えていかないと、放流だけのやっぱり費用では今の内水面漁協の経営状態を見てもなかなか厳しいので、こういったことを各県の漁場管理委員会の皆さんに考えて、是非、各県で進めてくださいということを言われていました。

参加した者として報告しておきます。

原田会長：どうもありがとうございました。

それでは、ほかに何かありませんか。

## ・アユルアーの進捗について

原田会長：それではないようですと、報告事項の2つ目のアユルアーの進捗について、事務局から説明をお願いします。

事務局：資料は、資料No.4、A3判のものと、後ろに参考と右の上を書いて四角で囲ってあるものです。すみません。ちょっと資料今回多いので、御準備ください。

前回の委員会から議題として取り上げております、アユのルアーに係る進捗について説明をします。

右上に参考と書いてある資料ですけど、こちらはアユを第五種共同漁業権の対象魚種としている漁協に対して行ったアンケートです。

9月7日付で一斉に県内のアユを漁業権対象魚種にしている組合さんにこの一式で渡させていただいております。

今年は漁業権の臨時総会等で組合の方が集まる機会というのが何度かありましたので、そこでアユルアーですとかリールの使用の可否について組合としての意見、組合ごとではなくて組合の中での意見をまとめてほしいと、以前から漁業権手続説明会を通してお願いをしていました。

そして、今回、漁業権の手続きが終わったタイミングでこちらの案内を出させていただきまして、得られた結果というのを資料No.4の資料にまとめさせていただいています。

なお、ここでの区分としまして、ルアーの使用についてマルとかバツ、リールの使用についてマルとかバツ、制限というふうに記載がありますが、こちらについては、参考の一番後ろに「アユルアーとは」ということで、カラー刷りでイラストを加えて書いています資料をご覧ください。

こちらに、皆さんのほうが御存じなので、どちらかという私の整理にもなってしまったのですが、ルアーもリールも使えるというのが溪流釣りの竿とかでアユのルアーをつけて楽しむ釣り方のことで、ルアーのみいいよというような回答の場合は、従来の長い友釣りの竿の先にアユのルアーをつける方法というふうにこちらでは捉えています。そういう意味を込めて、この資料をつけさせていただきました。

アンケートの結果を見ていただきますと、漁協ごとに九頭竜川中部から一番下、鳥浜まで書いてありまして、回答がバツ・バツ、マル・マル、マル・バツ、こんなふうに3パターンの遊漁規則で回答が返ってきました。

また、奥越漁協さんに関しましては、期日までに組合としての意見がまとまらなかったため回答は保留したいという旨は聞きました。今後、まとまり次第回答いただこうかなとは思っております。

3 パターンの遊漁規則の書き方というのが、アユ釣りではルアーもリールも利用してもいいよというマル・マルというふうに1の設問も2の設問もマル・マルと書いてきたところが4組合。アユ釣りではルアーのみ利用できますよというのがマル・バツと書いてきた若狭河川さんです。会長のところではリールは使えないけれども、従来のアユの友釣り竿を利用して、おとり鮎鮎の部分が生きているか、生きていないというかすなわちルアーかということになります。アユ釣りではもうルアーもリールも利用できないよというのが、7組合ありました。

自由意見ということで、このような意見になった背景ですとか、こういうふうに考えていますというのを結構自由にほかの組合さん書いてきていただいたので、参考としてつけさせていただきました。

特に敦賀河川さんですと、やっぱりおとり鮎鮎の販売事業を行っているからルアーを認可してしまうとおとり鮎鮎が売れなくなるから組合としては反対ですというような、ちょっと切実なお答えもいただきました。

そこで、今後は遊漁者にその3パターンの違いをちゃんと区別してもらえようという遊漁規則、もちろん行使規則についてもですけど、遊漁規則の分類とか書き方を事務局で作成して、示していくというような形になっていきます。

その際、表の(3)制限という部分です。ルアーの使用時の制限、例えば専用区を設けるとか、ルアーが使用できる期間を設ける。そういった条件をつけてくるかなという予想でしたが、特にそういったものが予定の組合というのが現在ありませんでした。ただ、ルアーを使用する場合というのは従来からの友釣りとかも該当しますが、釣糸の先に幾つもの針をつける友釣りとはちょっと言い難いような漁法でアユ釣りをする遊漁者というのが残念ながら出てきしてしまう場合というのがあって、そういったところへの指導、トラブル防止のためにも規則内で針のかけ方ですとか本数、場所を記載することができるよというようなことも伝えていけたらなと思っています。

記載例として今ここにちょっと細かく書いたのが、実は竹原委員もいらっしやいます九頭竜川中部漁協さんが分かりやすい例として作成しております、特にルアーの使用時はどのようなトラブルが出てくるかというのが分からないというのがありますので、事前に防ぐためにも中部さんのような記載の提案も併せて、こういった書き方もできますよということで示していきたいと思っています。

次回の委員会では、この3パターンの書きぶりみたいなのを初めてのことで案として出させていただきます、皆さんに意見をお聴きして、この書き方であればちゃんとルアーもリールも使用できる、ルアーだけしかできないですとか、ルアーもリールも使用できないというのが区別できるかどうかというのを皆さんに御協議していただき、賛成が得られる、もしくは修正を加えた後に各漁協さん



にお返しして、次の漁期までには総会に諮っていただいて、遊漁規則の変更というような手続を踏んでいけたらなというふうに考えております。

説明は以上です。

原田会長：事務局の説明、第2項目はアユ釣りのルアーの進捗についての事務局の説明が終わりました。何かこれについて御意見ございませんか。

田原委員：これ、この前、中村先生の話の中にもありましたが、もちろん友釣りとは競合するとは思いますが、アユ釣りの友釣り人口が今増えていっていないとか、むしろ高齢化して減っている中で、さっきの漁協の経営として成り立たせるとか、人を呼び込むとかという意味ではすごく遊漁券、例えば売上げを伸ばすとか、漁協の経営成り立たせるためにはもちろんルールづくりをすれば結構人を呼び込める。若者とかやっぱり初心者とか、そういう人たちが入ってきやすい釣りなのでということもすごくおっしゃっていて、もちろん友釣りとは競合するというデメリットはありますが、遊漁券、漁業の経営として考えると、もしかするとうまくルールづくりをすると一つ活性化にもつながるのではないかなというふうに思います。

ちょっと漁協さんの中のこの意見を見ていると、どうしてもデメリットのほうの意見が多いかなという感じがしたので。もちろん友釣りとは競合するのは間違いないですけど、ただ、今、どこの河川もそんなに遊漁者が増えていってない。特に友釣り減っていっている中で、そういったメリットのほうも少し各漁協さんに周知されて意見を伺ってほしいなということも思います。

事務局：このアンケートを出すにあたっては、やっぱり皆さんちょっと悩まれるというか、総会とかで諮るときに参考にちょっと教えてほしいということで、何個かの漁協さんからは、私に分かる範囲でいいのでちょっとメリット、デメリットを挙げてほしいと実は言われて。それこそ病気の心配のことですね。おとり鮎鮎を県外から持ってきたとか、後はおとり鮎鮎さんが開いていないときの対応ですとか、そういったものももちろんお伝えさせていただいています。今いる友釣りの方とちょっとトラブルになるのが怖いんやというお話を聞きました。実はそれもあって「制限」という項目をつけさせてもらって、区域分けじゃないですけどゾーンみたいなやり方もあるので、逆にこういうのをしたいと言ってくればこういう書き方だったらゾーン分けできますよとか、実はそういうふうなどちらかといったらあちらが提示してくれてきたことに関して、じゃ、そういう案であれば、こういう書き方ならゾーン分けができますよ、ですとか。この期間だけルアーはできるけど、全面できるのは友釣り、普通のほうですよみたいな、そういう個別の相談みたいのをちょこちょこは出ていました。ただ、それを言っても、やっぱりいろんな意見があるみたいで、ちょっとそこがもう少し私も伝えたらよかったのかなという反省しています。

だから、遊漁規則って何回も言っていますけど、一度制定したら一生変えられないものとか、漁業権が続く10年間に変えてはいけなとかちょっと勘違いされている方がいらっしやったので。組合でそういう意見がなされて、やってみたと思ったときに1年とかすぐ変えられるものなので、ちゃんと段階さえ踏めば。またそういうちょこちょことした要望とかは逐一聴きながら、柔軟に対応していったらなどは思っています。

取りあえず、一応今、組合として出されたのはこんな感じということです。すみません。補足です。

原田会長：ちょっとうちの河川の場合を紹介しますと、うちの河川の場合は、おとり鮎について、全然ノータッチです。全部おとり鮎屋さんが各漁協でということで、今年も30人ほどルアーの若い子が来てくれて、監視に回っていますと全員年券を購入してくれています。おとり鮎の場合は、日券の方が多くですけど、ルアーの人は、全部年券で買っています。

うちの場合は、ルアーが従来のアユ釣り客に影響があったということはありません。かえって釣り客は増えたのではなかろうかと思うような面もありました。

うちの場合はそういうような状況でした。

橋本委員：ちょっといいですか。

漁協の方の皆さんとかにお話ししたいですけど、釣りをする私たちにすると、アユ釣りってかなり敷居が高い釣りというイメージがありますね。アユ釣りをやりたいけど、アユってまず道具から入って、道具がすごく高くて、もちろん技術的にも大変だし、かなりの覚悟をしないとアユって釣れないっていう最上クラスの技巧を導入してやる釣りというイメージがありますね。

でも、もちろん100%アユルアーを推奨しているというわけではないですが、釣りをする人間の立場からすると、アユルアーだったら自分が既存で持っているタックルでやれるかなって思うかなと。やろうかなって思うということは、日券か年券を買って釣りをやってみようかなって思ったりするような状態ですよ。

なので、ここに先ほど中村先生が「したくてできなかったアユ釣り。釣りのトップはアユ釣り」って書いてありますが、多分タックル自体がかなりの高額です。結構竿の調子とかもあって。私も実際には友釣りをしたことがあるので、結構女の人にはハードな釣りになってしまいますけど、このルアーだったらちょっとやってみようかなって。そこからその後、本格的に友釣りもやってみようかなってというような軽い入り口としてまた考えていただければいいのかなという形なので、一般の釣り人からの個人的な意見ですけども、ちょっと意見を言わせていただきました。

もし何かあったら、検討よろしくお願ひいたします。  
ありがとうございます。

原田会長：何かほかにありますか。

大分時間もたっておりますので、これで報告事項を終わりたいと思います。

#### ・その他

原田会長：続いて、その他の項目に移ります。

本日は水口委員より、除草剤に関する意見の照会がございましたので、水口委員、よろしく願いいたします。

水口委員：今日お時間いただき、ありがとうございます。

「水口委員 資料」って書いていただいているこの植物の絵が載っている紙を見てください。

左から右、左から右というふうに見ていきます。

今日は、私が農林水産庁のプロジェクト研究で行っている特定外来植物のアレチウリというつる性の大型の植物です。これが皆さんの漁場の近くの河川堤防とか河川敷に繁茂してしまっているという、これを駆除するために除草剤を使いたい場合がある。そういったときに、管理上というか試験的に使いたい場合があるということに関して漁場を持たれている皆さんの御意見をいただきたいなということでもちょっとお時間をいただきます。

簡単に説明させていただきます。

特定外来植物のアレチウリというのは、もう5メートル、10メートルのつるを伸ばして、葉っぱも、大人の手のひらサイズぐらいの葉っぱがもさもさと生えて、巻きひげでいろんな植物に絡んで木の上まで登る、もしくは地面を張って全て覆い尽くすような被害があります。これがもう農地に入ってしまうと大豆畑を覆い尽くして大豆が収穫できなくなって、大豆畑の農家さんが夜逃げしてしまうぐらいの被害があります。

実際、3枚目のところの写真は、茨城県の大豆畑のアレチウリでして、黄緑色が全部アレチウリで、深緑色がほんの少しだけ、大豆が辛うじて見えているという状況です。

福井県では、今のところ、こういった農業被害の報告はないですが、これ、福井県の嶺北地方の地図です。ピンク色で川を、緑の点々がアレチウリの分布を確認したところなんです。九頭竜川の水系の河川敷、河川堤防に既に生育してしまっています。

一番左下の写真を見ると、例えば三国大橋の近くだとか布施田橋の近くで3×5メートル程度ですけど、アレチウリの群落が数地点ずつ存在しているという状況です。これが福井県の現状です。

右下のほうを見ますと、これ、静岡県ですが、飼料畑に入るととにかくトウモロコシのところも生え回っている写真もありますけど、この中の一番左下のところの河川敷で河川敷の全てをアレチウリが覆うような、そういう状況が見られるところも県外ではあります。

宮城県とかの農地被害を載せたという写真が裏にありますが、今福井県ではほんの少しとしか被害はないけれども、こういうふうに大繁茂してしまう前にどうにかしたいとか、あるいは県外のほうで大繁茂してしまったところをどうにかしたいと考えたときに、人間が手で刈り払ってももう太刀打ちできるものではないと。そこで、除草剤を特別にアレチウリだけに使って、何とかならないのかというので、ちょっと試験的な研究をいろいろしています。アレチウリって1年草の雑草なので、すこぶる除草剤には弱くて、何をまいても枯れます。

その裏の左下の写真が、刈払いで春に一回刈ったぐらいだと、もう一瞬でアレチウリが復活して覆い尽くされますけど、非選択性の除草剤なんかを3回ぐらいまくと完全に枯れて、またでも種が再生してくるというのを繰り返して、ただそこにある種がどんどん減っていく。これはこれでありですけど。

その3枚目のところの写真を見ると、これは選択性除草剤、選んで枯らすという除草剤ですが、プラス、あと抑草剤といって小さく抑えるという除草剤ですけど、そういうのを組み合わせてうまく使っていくと、アレチウリだけを殺して、メヒシバとかのイネ科雑草だけの群落にしていくということが出来る。これは刈払いを3回続けることと同等の効果が得られるということが分かってきています。

刈払いだとやっぱり労働力はすごくかかるので、やっぱりこの除草剤をまくってということを河川の管理の中で組み入れていけないかということは今考えています。

最後の右下のほうのやつは、小さいアレチウリに泡状の除草剤をびっぴっぴと撒いて枯らすという道具もあるので、もう本当にアレチウリだけ狙いたいときはこういう除草剤もありますということで、これも試験を行ったりしています。

こういう状況ですが、これに試験とかあるいは世の中にある除草剤というのは河川に流れ出ても魚には毒性が極めて低いよというふうにちゃんと国が取り締まっている除草剤でね。そういうのも水源に流れ出た場合に、このぐらいの濃度で広がりますという計算結果、シミュレーション結果もあります。もしそこでアレチウリをどうしても枯らしたいから、管理上除草剤を撒きますとなったときでも、それをきちっと計算して、下流にこのぐらいの環境中濃度の除草剤の成分が流れます。ただ、魚毒性としては検出限界以下ですといったようなデータを常に取りながら試験をしたり、管理したりしていくというふうなことを農林水産省とかでも環境省とかでは考え始めているところです。

なので、このような取り組みを、漁場をお持ちの皆さん方というのはどう捉えますかということ、率直な御意見を聞かせていただけたらと思います。

原田会長：ありがとうございました。

先生、これ、嶺南はまだ繁殖・繁茂していませんか。

水口委員：嶺南は北川でちょこっと。

原田会長：北川のほう？

水口委員：ちょこっとです。

原田会長：大変なことだ。北川のどの辺。

水口委員：北側の何か分かれているところ、ここですね。地図上でしか分からないですけど。

原田会長：あれは一級河川や、国交省の関係や。

水口委員：国交省の管轄です。

原田会長：国交省の管轄。

水口委員：はい。

原田会長：ほか何か。三方五湖はないですね。

水口委員：三方五湖はないです。

何かやっぱり除草剤なんかまかれると嫌やわとかいうふうに思いますかね、やっぱり。別にそんな困っている状況であれば、撒いても良いみたいな感覚でしょうかね。

橋本委員：聞いていいですか。

水口委員：はい。

橋本委員：これ、魚毒性が低いという話ですけども、稚魚の放流をされるときとかの時期に、やっぱり成魚に対しての魚毒性と稚魚に対しての魚毒性って多分違うと思いますが、その辺りとかも全て考慮されているような感じでしょうか。

要するに、稚魚の放流の時期に駆除散布と重なってしまうと、もしその影響が多大であれば、そういう形の何か調整って必要なんじゃないかなと個人的には思いました。

水口委員：そうですね。稚魚に限定して試験しているのはないですけど、ミジンコとかには試験しています。

橋本委員：ああ、プランクトン系。

水口委員：プランクトンにも毒ではない。毒ではないとは言えないですけど、極めて低いという。

橋本委員：そうですね。何かその影響とかはちょっと。特にアユは稚魚放流時期ともし。

ちなみに、除草としての駆除としては完全に繁茂する前のほうがある程度効果的と認識していますが。

水口委員：種をつける前とか花をつける前で、9月の上旬ぐらいとかですね。

橋本委員：9月の上旬ですか。

水口委員：までか、あるいは、これ年がら年中出てくるので、春先にばっと出て、夏で一回へたります。へにゃへにゃとなって、また9月頃盛り返してきます。

橋本委員：ああ、なるほど。

水口委員：だから、その2回駆除できるとどんどん減らすことはできていると思っています。

橋本委員：魚に影響がある、先ほど稚魚と言いましたが、あとふ化直後、仔魚、2種類について、その影響というのも散布時期とかそういうもので考えられたほうがよろしいかなと個人的には思います。

水口委員：例えばアユの稚魚の放流時期っていつでしたか。

原田会長：春です。

水口委員：そういったことに気をつけながらやるということがあれば、それは多分対応できると思います。

橋本委員：ちょっと個人的に懸念していることはそういうところですかね。多分、仔魚や稚魚というのは影響かなり受けると思うので。成魚よりは。

水口委員：ありがとうございます。

事務局：これは今、具体的には環境省が駆除するってあんまり聞かないですが、動きとしてはどこか今駆除しようという感じですか。

水口委員：基本的には、特定外来生物は環境省の管轄なので、今度、外来生物法が改正されて、そこに管理者が、特定外来生物があるって知っているのに放置してはいけないじゃないですか。それも、何という書き方だったか詳しくは覚えていないですが、結構強い力を持って駄目ですって言われるようになる予定です。

県とかが、例えば福井県だと自然保護センターとかが、音頭取って福井県の全部の外来生物は駆除活動を進めますという申請を国に出せば、国からある程度補助金をもらえて、各地で駆除活動をすることができるようになります。

だから、環境省の人が来てよしって抜くわけではないですが、環境省が音頭を取って外来生物をどんどん減らしていこうというふうな動きが強まっています。

事務局：実際、河川ですと河川管理者が駆除をし始める。そのときにこれだったら除草剤を使う可能性があるということになるわけですね。

水口委員：そうですね。ただ、河川管理者は国交省の管轄ですが、国交省さんは以前1990年代に出した通達があって、それに「除草剤を使ってはいけません」という記載があって。事務連絡だったかもしれませんが。それに縛られて、国交省さんはなかなかうんと言ってくれない状況です。

ただ、農水省はやっぱり農業被害が甚大なのでやってほしいし、河川敷にある農地とかであれば使いたいという雰囲気はあります。まだやってはいませんが。

あと、県の河川課の方とかとなると、実際現場見て管理している人は撒きたいよねとは言います。

事務局：この除草剤の対象になるのは、今、このアレチウリ以外というのもあるのでしょうか。

水口委員：実際、農水省のプロジェクトで試験しているのが、アレチウリとナガエツルノゲイトウという別の水陸両用の植物です。それは福井県にないので、取り敢えずは、いいかなと思っています。

勿論、他の外来種も沢山河川敷にるので、うまく除草剤を使えば管理は物すごく楽だし、コストも抑えられるので。アレチウリは特定外来生物なので、それを発端に、ほかの植物にも応用できるようにしていければいいなと思っています。

原田会長：ありがとうございました。

何かまだ先生にお聞きしたいことはございませんか。

ないようですと、水口委員の説明が終わりましたが、ほかにその他で何かございませんか。

ほかにないようですと、以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。

本日は長い時間、どうもありがとうございました。

御苦労様でした。

この議事録は委員会の顛末を記録し、事実と相違ないことを認め、署名する。

令和5年 月 日

福井県内水面漁場管理委員会

会 長

議事録署名員

委 員

委 員